

# ユーミット株式会社

## 居宅介護・重度訪問介護

### 運営規程

#### （事業の目的）

第1条 この規定は、ユーミット株式会社（以下「事業者」という。）が開設する、ユーミット訪問介護事業所（以下「居宅介護等事業」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供する。

#### （事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供をする。

2 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他 の生活全般にわたる援助を行う。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携をし、総合的なサービス提供をする。

#### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 ユーミット訪問介護事業所
- 二 所在地 茨城県つくば市梅園二丁目5番地3号 梅園スクエアA棟101

#### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、指定重度訪問介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計

画の作成等を行う。

三 居宅介護員等 常勤換算2.5人以上

居宅介護員等は、障害者（児）の指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 平日（定休日：土日祝および12月29日～1月3日）
- 二 営業時間 9：00～18：00とする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 訪問サービスは年中無休（12月29日～1月3日を除く）

（事業の内容及び利用料等）

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護

家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事

二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

- 2 事業所は、指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護、指定重度訪問介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

事業所は、法定代理受領を行わない指定居宅介護、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定居宅介護、指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1km30円（税抜）

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに医療機関への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情処理）

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、茨城県つくば市、土浦市、牛久市、稲敷郡阿見町を主とする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いを行う。

2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 12 条 事業所は、居宅介護員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を目的とした研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
  - 二 継続研修 年 2 回以上
- 2 居宅介護員等は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 居宅介護員等であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、居宅介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ユーミット株式会社代表社員と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（人権擁護・虐待防止に関する事項）

第 13 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するために、従業者に対する講習を実施する。
- 二 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 三 虐待の防止等のための責任者は管理者とする。
- 四 虐待の防止のための指針を整備する。
- 五 虐待が疑われる事案が発見した場合は、速やかに市へ通報する。

（身体的拘束等の禁止）

第 14 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

- 一 利用者の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
- 二 身体的拘束等を行う以外に利用者の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
- 三 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 事業所は、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 二 身体拘束等適正化委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。
- 三 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 四 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底をする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（就業環境の確保）

第17条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

- 2、この改定規程は、令和2年9月3日から施行する。
- 3、この改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 4、この改正規定は、令和5年11月1日から施行する。
- 5、この改正規定は、令和7年10月1日から施行する。